

認可外保育施設も、 保育料無償化をスタートします！

藤崎町では、認可施設の保育料無償化に合わせて、令和8年度より、認可外保育施設の利用者も保育料無償化の対象となります。**対象の方は申請が必要です**ので、一度窓口へご相談ください。

1. 対象児童

次の要件全てに当てはまる方が対象です。

- ① 藤崎町に住んでいる
- ② 教育・保育給付の認定を受けていない
- ③ 施設等利用給付認定を受けていない
- ④ 認可外保育施設を利用している
- ⑤ 保育が必要な事由がある



※上記以外で、企業型保育施設を利用して保育料が発生している方は、対象になる可能性があります。一度窓口までご相談ください。

2. 手続き

「藤崎町認可外保育施設等保育料無償化給付金申請書」に必要書類を添付のうえ、住民課子育て支援係へ提出してください。

認定を受けた方は、その後請求の手続きに進みます。

3. 保育料の還付について

認定となった方で令和8年4月1日から6月30日の保育料を既に支払った分も無償化の対象です。その場合は、保護者へ保育料を還付いたします。



※他制度の無償化を受けていない方が今回の対象となります。